

臨床精神神経薬理学専門医制度 2020 年

認定＜更新＞申請要項

専門医・指導医・研修施設とも、5年毎に認定の更新が必要です。更新対象者が締切日までに更新手続きを行わない場合、認定が取り消される場合もございますのでご注意ください。

留学等で手続きが難しい場合、その旨を事前に申請してください。（細則第8条（5））

- I. 申請受付種目 研修施設の認定更新
- II. 更新申請受付締切 2020年11月30日（月）必着
- III. 申請方法 以下に従って必要書類を提出してください。

- 1. 専門医認定更新申請
 ※申請不要（1年延長）
- 2. 指導医認定更新申請
 ※申請不要（1年延長）

3. 研修施設認定更新申請

◇研修施設は5年毎に認定の更新が必要です。（規則第16条）

研修施設認定を更新するには、次の手続きが必要です。

研修施設認定更新申請書（様式8）に関係書類を添えて専門医制度委員会に提出してください。申請に必要な事項は下記のとおりです。（細則第9条）

- 1) 研修施設において研修した、または研修中の医師の名簿
- 2) 勤務する指導医および専門医の名簿
- 3) 実施した研修プログラムや教育的行事の詳細。これには臨床精神神経薬理学に関する症例検討会、抄読会、セミナー、研究会、講演会、地方会を含みます。

* 研修施設は更新審査料不要です。

4. 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動について

- ・ 臨床精神神経薬理学に関するものが対象

当学会の会則に「原則として動物のみを対象とした事業は行わない」とあり、基礎的研究は学術活動として認められない場合があります。学術的に優れた論文であっても、臨床薬理学や薬物治療との関連で論じていなければ対象外となります。電気けいれん療法や光療法などの非薬物療法に関するものでも、適切な薬物療法を行う上で参考となり、薬物療法との関連が論じられていれば対象となります。

- ・ 研究成果の形式

原著論文、教科書著書等の分担執筆、総説、症例報告が対象となります。このほかに本学会学術集会での発表（口演、ポスター）も対象となります。

外国語でも日本語でも可とします。

海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書、製薬会社から依頼された症例報告などは対象外となります。

IV. 審査と認定

提出された申請書類に基づいた専門医制度委員会の審査、および専門医認定試験に合格したものが本学会に推薦され、本学会理事長が認定します。

*2021年1月1日付け（認定期間5年）で認定証が交付されます。

（認定証の発送は、2020年1月上旬の予定です）

V. 申請にあたっての留意点

- ・ 学術活動評価のための書類が著書等で全体の提出が困難な場合は、評価可能な程度に省略した部分のみの提出で結構です。
- ・ 申請に際し得られた個人情報、本制度の運営のためのみに利用します。但し、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会会員データベースにも反映させます。

また本制度規則第11条および第22条に基づき、専門医および指導医の氏名は、総会、会報および学会ホームページ等で公示されます。

VI. 研修施設は更新審査料不要

VII. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会 専門医制度委員会 事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-4-4 一ツ橋別館 4F (株)エー・イー企画内

TEL : 03-3230-2744 / FAX : 03-3230-2479

Mail : jscnp-ss@aeplan.co.jp

<http://www.jscnp.org/senmoni/index.html>

(2020.9.24)